

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後2時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年11月大治町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番手嶋いずみ議員、4番後藤田麻美子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

議会運営委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（松本英隆君）

6番松本です。

議会運営委員会は本日開会し、令和2年11月臨時会の日程を本日1日限りと決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第56号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第56号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年11月30日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町特別職の職員の給与改定に準じ、大治町議会の議員の期末手当を改定するためでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第56号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第56号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第57号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第57号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年11月30日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、大治町特別職の期末手当を改定するためでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第57号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第57号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第58号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第58号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年11月30日提出、大治町長。

この案を提出するのは、人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、大治町職員の期末手当を改定するためでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この内容が若干わからないところがありまして、会計年度任用職員に関しては、これはどういうふうに影響するのかの1点お聞きしたいと思います。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

会計年度任用職員の期末手当につきましては、大治町パートタイム会計年度任用職員

の給与及び費用弁償に関する条例というもので定めてございますが、その中では一般職の期末手当に準ずるといような規定になっておりますので、今回この議案がお認めいただければ必然的に変わるということでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第58号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第58号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この条例改正案は人事院勧告により一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴うものではございますが、町職員の待遇を下げるものでありますので反対をさせていただきます。以上です。

○議長（横井良隆君）

次に、賛成の方の発言を許します。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員。

○5番（若山照洋君）

5番若山照洋です。今回の条例改正は現在のコロナ禍において世間の状況や町内の状況を踏まえ人事院勧告に従うことが妥当だと考え、賛成させていただきます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第59号令和2年度大治町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第59号令和2年度大治町一般会計補正予算。

令和2年度大治町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4608万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億7366万2000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年11月30日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、新型コロナウイルス感染防止対策として、公共施設内の適切な湿度を保つために加湿器を購入するため648万4000円を計上し、夏季授業時の給食室の環境改善を図るため、全ての小中学校の給食室に空調設備機器を設置する費用として3960万円を計上し、これらの財源として繰入金を充てるものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。まず1点目ですが、臨時議会で急いで可決して進めたいという行政側のお考え、理解できるものではございますが、可決後それぞれこの3点、どのような段取りで購入なり工事をやっていくのかということが1点目です。

2点目は、給食室の空調機器でございますが、以前から必要だということで他の議員も何回も言われていましたが、扇風機というか何かを前導入した経緯があると思うんですが、そこら辺今まで購入したものが無駄にならないかどうか。

3点目が、今夏季休業中の対策だということですが、当然6月7月とか9月とか夏季休業中じゃなくても暑いときは使うということかと思いますが、その点を確認ですがよろしく願いいたします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

加湿器につきまして、今後どのように段取りしていくのかということでございます。今回合計で今80台を予定しておりますが、実は予算編成に当たりまして5社程度業者から在庫状況等を聞いております。そんな中で非常に今在庫が厳しいということを知っております。本日、議決をいただいております。早速関係業者に在庫状況を聞きまして、在庫がある分だけでも順次購入していきたいと思っております。

また、購入に当たりましては財務規則等々に遵守して対応してまいりたいと考えております。以上です。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育部次長、どうぞ。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

まず工事についてですが、本日議決いただきましたらすぐに入札に入らせていただきたいと思います。入札が終了しましたら、一番多いところを冬休みに何とか施工したいというような思いで進めていく予定で年度末までには導入したいと考えております。

また、以前にやはり夏季の対策として冷風機を給食室に入れさせていただいた経緯がございますが、こちらにつきましては隅々まで行き届かないようなところを扇風機とかサーキュレーターのような感じで風が届かないところに届くような使用をさせていただきたい。また、給食室が狭くて利用できないようなときは、その他必要なところで活用していきたいと考えてございます。

また、夏季につきましてはもちろん設置いたしましたら暑くなった段階でエアコンは入れさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

今のお話の中で加湿器ですね。やっぱり在庫がある分だけから購入していくと。それは当然のことで、ということはやっぱり随契で。当然在庫がある分とかになると入札がしにくいと思うので随契でやられるのでしょうか。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

町の規則に当たりましては、備品につきましては80万円以上が入札という規定には一応なっております。ただ、在庫の状況にもよりますので当然80万円にいかない場合は随意契約ということになるかと思えますし、今のところ5社で状況を確認したと申し上げましたが、実際にはほとんどもう手に入らないと言っておるという状況でございますので、早く段取りができればそういった随意契約も検討したいと考えております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

とにかく早く手に入れることが先なので、今のお話しですと予算としては648万4000円で普通だったら一括で入札をかけるのが普通なんですけど、こういう在庫がなきゃとにかく買えませんから、在庫のあるところ80万以下だったら随契でやっていくという考え方かなと思いますが、それで間違いないでしょうか。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

答弁の繰り返しになりますが、80万円未満であれば随契ということになってくる。超えた場合に当たりまして在庫がたくさんあって80万を超えた場合にもどうしてもすぐに手に入れないとその後手に入らない状況があるようであれば、当然随意契約も検討していかなきやいけないと考えております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第59号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第59号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決いたします。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので会議を閉じます。

これで令和2年11月大治町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時18分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 手 嶋 い ず み

署名議員 後 藤 田 麻 美 子